令和９年度及び令和10年度

農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請手引

（測量・建設コンサルタント等）

東 北 農 政 局 〒980－0014　仙台市青葉区本町３丁目３番１号　　仙台合同庁舎A棟 電話：（０２２）２６３－１１１１（代表）内線４１５０ 担当：農村振興部設計課調整係
関 東 農 政 局 〒330－9722　さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 電話：（０４８）６００－０６００（代表）内線３５５９ 担当：農村振興部設計課調整係
北 陸 農 政 局 〒920－8566　金沢市広坂２丁目２番６０号　　金沢広坂合同庁舎 電話：（０７６）２６３－２１６１（代表）内線３５２２ 担当：農村振興部設計課調整係
東 海 農 政 局 〒460－8516　名古屋市中区三の丸２丁目６番２号　名古屋第４地方合同庁舎 電話：（０５２）２０１－７２７１（代表）内線７２２２ 担当：農村振興部設計課調整係
近 畿 農 政 局 〒602－8054　京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話：（０７５）４５１－９１６１（代表）内線２５１６ 担当：農村振興部設計課調整係
中国四国農政局 〒700－8532　岡山市北区下石井１丁目４番１号　　岡山第２合同庁舎 電話：（０８６）２２４－４５１１（代表）内線２６２０ 担当：農村振興部設計課調整係
九 州 農 政 局 〒860－8527　熊本市西区春日２丁目１０番１号　　熊本地方合同庁舎A棟 電話：（０９６）２１１－９１１１（代表）内線４７１９ 担当：農村振興部設計課調整係

ご　注　意

○農林水産省競争参加資格審査について

この手引は、各地方農政局が行う、令和９・10 年度の測量・建設コンサルタント等業務を対象とした農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請に関する手引です。インターネット一元受付を利用し申請する場合、以下の URL から、ご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

農林水産省が行う競争参加資格の審査は、**地方農政局以外にも複数の部局（大臣官房予算課、林野庁等）において実施しており、それぞれの資格審査において、申請書の提出窓口、申請書類の様式や提出内容、受付の期間が異なります**のでご注意ください。（下表参照）

詳しくは、農林水産省のホームページ（以下のＵＲＬ）より、ご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/

発注機関	資格審査名称	申請書の提出窓口
農林水産省大臣官房予算課等（※）	農林水産省競争参加資格審査	農林水産省大臣官房予算課
農林水産省森林管理局	農林水産省森林管理局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各森林管理局
◎農林水産省地方農政局本申請手引きの対象となる機関	農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各地方農政局農村振興部設計課

（※）農林水産省大臣官房予算課、林野庁（国有林野事業特別会計を除く。）、水産庁、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所

○窓口受付（地方農政局）による申請の廃止について

平成 27・28 年度の申請受付より、地方農政局及び事業（務）所による**窓口受付の申請を廃止**しております。

○申請方法について

申請はインターネット一元受付により申請を行ってください。

郵送による申請手続きは、原則廃止しております。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請手続き（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない）の場合には、郵送での申請手続きを行ってください。

〇資格審査結果について

農林水産省地方農政局では、資格確認通知書の送付に代えて、「入札情報サービスその他の情報」の「有資格者名簿（業務）」より、[有資格者情報検索結果（測量・建設コンサルタント等）]に競争参加資格の認定結果を掲載します。

https://nnppi.maff.go.jp/publish/comlist/consul_top.html

目　　次

〔１〕一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

１．公示日及び場所 …… 1
２．申請方法及び受付期間 …… 1
３．受付する契約の業種区分 …… 4
４．申請上の留意事項 …… 5
５．申請書及び添付書類の作成方法 …… 6
６．納税証明書（写し可）の提出 …… １４
７．代理申請による委任状の提出 …… １４
８．申請書提出後の変更等の届出 …… １４
９．資格審査結果の通知 …… １６
10．その他 …… １９

〔２〕記載例

〔３〕申請書様式

様式１　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
（測量・建設コンサルタント等）　**［必須］**
様式２　技術者経歴書　**［必須］**
様式３　営業所一覧表　**［必須］**
競争契約参加資格審査申請書変更届　［変更事項が生じた場合に必須］
資料１　登記事項証明書（法人の場合）（写し可）（略）　**［必須］**
資料２　登録証明書等（略）　**［必須］**
資料３　財務諸表類（略）　**［必須］**
資料４－１～４－５　納税証明書（写し可）　**［必須］**
資料５　委任状（支店等への権限委任に係る委任状）　［任意］
資料６　委任状（当該申請（変更届含む）行為に係る委任状）　［任意］

注）　**・［必須］と記されている様式等は、必ず提出してください。**

・資料１・資料２・資料３・資料４は申請者が用意する書類です。

・［任意］と記されている様式等で、次に該当する場合には必ず提出してください。

１）営業所一覧表（様式３）に支店等営業所を記載した場合　資料５

支店等営業所の競争参加資格確認結果がホームページで公表され次第、**支店等営業所が所在する地域を所管する各地方農政局（〔Ⅰ〕４、１）参照）に対して、「委任状」（資料５）を必ず提出してください。**

２）競争参加資格審査申請（変更届含）を行政書士等から代理申請する場合

資料６

〔１〕一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

令和９年度及び令和 10 年度における各地方農政局が発注する測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争参加資格の審査申請の受付は、下記により行います。

記

１．公示日及び場所

令和８年 10 月 30 日（金）

各地方農政局（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州）

２．申請方法及び受付期間

申請は、インターネット一元受付により行ってください。

郵送による申請手続きは、原則廃止しております。ただし、インターネット一元受付に対応していない申請手続き（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない）の場合には、郵送での申請手続きを行ってください。

インターネット一元受付により申請される場合、インターネット一元受付に参加している各機関に対して、原則としてひとつのデータで全ての参加機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要はありません。

１）インターネット一元受付により申請する場合

ア. スケジュール

① パスワード発行申請受付及び添付書類等の郵送期間

令和８年 11 月２日（月）～令和８年 12 月 28 日（月）

※添付書類を送付しなければパスワードは発行されません。また、パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。

令和８年 12 月 28 日（月）17:00 までに、必ずパスワードの申し込み及び添付書類等の郵送を終えてください（当日消印有効）。

② 申請用データ受付期間

令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 15 日（金）

※令和９年１月 15 日（金）17:00 までに申請用データ送信手続き（「確定」処理まで）を終えてください。

※システム稼働時間　平日9:00～17:00

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日(火)～1月3日(日)）の終日及び平日の17：00～9：00の間は、システムを運休しております。

イ. ヘルプデスクの設置

本申請に当たっては、インターネット申請に係る技術的・事務的ご質問に電話でお答えする専用のヘルプデスクを設置します。(インターネット申請以外のご質問等については、申請書の提出窓口にお問い合わせください（表紙参照））。

一元受付ヘルプデスク
電話番号　０９２－４０１－６６４０
開設期間　令和８年 11 月２日（月）～令和９年１月 15 日（金）
受付時間　９：００～１７：００
（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日(火)～1 月 3 日(日)）を除きます。）

※パスワード発行のために必要な添付書類等は、書留郵便にて郵送してください。

郵 送 先　〒810－0001

福岡県福岡市中央区天神４－４－11　天神ショッパーズ福岡７階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク　あて

ウ．納税証明書等の添付書類の取扱いについて

令和９・10 年度を有効とする定期の資格審査（測量・建設コンサルタント等業務）における納税証明書等の添付書類の取扱いについては、以下のとおりとなっております。

インターネット方式に係るパスワードを請求後､パスワード発行期間(令和８年 11 月２日（月）～令和８年 12 月 28 日（月））内に、次の添付書類等を上記イのヘルプデスクあてに書留郵便にて郵送していただきます。上記期間内（消印有効）に添付書類が郵送されない場合には、インターネット申請に必要なパスワードは発行できません。

① 添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は添付書類等届出書兼代理申請委任状）

※ホームページ上でパスワード発行申請をすると表示される画面を印刷したもの。

② 登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html

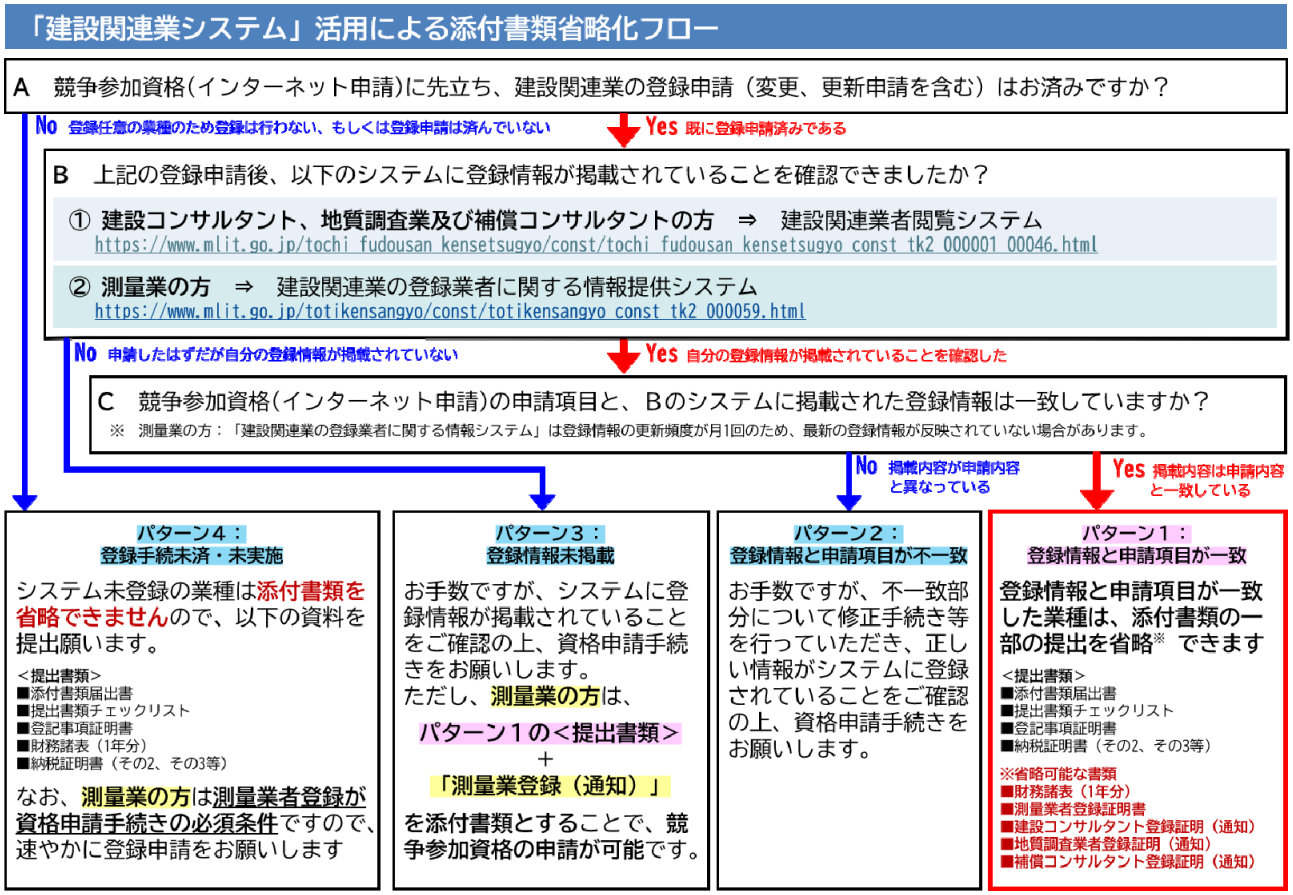
③ 登録証明書等（写しでも可）

※申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者で、測量法第 55 条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）を提出し建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録がある場合、又は申請者が建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程の登録業者で、各登録規程による現況報告書を提出し建設関連業者閲覧システムに登録がある場合、③登録証明書等（写しでも可）のほか、④財務諸表類（１年分）については、提出を省略することができます。

なお、「資格審査申請（インターネット申請）における申請内容」と「建設関連業者閲覧システム」、又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に登録されている情報が一致しない場合は、当該システムの登録情報を修正してください。修正された登録情報が確認できない場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

ただし、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者の場合、建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに未掲載であっても、測量業登録（通知）を添

付書類に含めることで、③登録証明書等（写しでも可）の提出を省略できます。
詳細は、提出書類チェックリストに記載している添付書類の提出条件フロー図をご確認ください。



建設関連業の登録業者に関する情報提供システム URL（測量業）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

建設関連業者閲覧ｼｽﾃﾑ URL（建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業、地質調査業、補償ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業）
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk2_000001_00046.html

④　財務諸表類（1 年分）

⑤　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式）その２（写し）（電子納税証明書の送信でも可）

※今回から納税証明書（その２）の提出が必要となります。

※税務申告の義務がない事業者の場合は申出書を提出してください。

※納税証明書その２及びその３等は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

⑥　納税証明書その３等（写し）（電子納税証明書の送信でも可）
個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※納税証明書その３等は、証明年月日が申請書提出前３か月以内のものであること。

２）郵送により申請する場合（**書留郵便**で郵送願います。）

受付期間　　令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 15 日（金）

（令和９年１月 15 日の消印有効）

送付先　**本社(店)が所在する地域を管轄する各地方農政局農村振興部設計課調整係**

（本社(店)が所在する農政局へ申請することで希望する各地方農政局へ登録されます。）

郵送による場合は、別添受付通知票（はがき）に切手を貼付し、表面に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、記載内容に誤り又は疑義のある場合は、再提出や説明を求めることがありますので、対応いただける方の連絡先等について明示いただきますよう、よろしくお願いします。

注）送付先の地方農政局の所在地及び電話番号については、表紙を参照してください。

３）随時受付

今回の受付期間以外は、郵送による随時受付を行いますが、各地方農政局における資格取得が遅れますので了承願います。（随時受付は、原則として当月とりまとめて翌月中に資格の認定を行います。また、年度替わり前の２月及び３月受付分については、さらに遅れます。）

３．受付する契約の業種区分

受付する契約の業種区分は、次のとおりです。

コード番号	業　種　の　区　分	内　　容
７１	測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第３条に規定する測量業務
７２	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第３条に規定する土地家屋調査業務
７３	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第１９条第３号に規定する建設コンサルタント業務
７４	建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第２３条による登録を受けて行う建築士事務所業務
７５	計量証明	計量法（平成４年法律第 51 号）第２条に規定する計量証明業務
７６	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年４月 15 日建設省告示第 718 号）第２条に規定する地質調査業務
７７	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年９月 21 日建設省告示第 1341 号）第２条に規定する補償コンサルタント業務

７８	その他	その他の業務

※「７８　その他」は、司法書士、不動産鑑定士及び上記業種の区分の 71 測量から 77 補償コンサルタントに含まれない測量・建設コンサルタント等業務の業種とします。建設工事や物品の販売、役務等は該当しません。

４．申請上の留意事項（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

１）申請書の提出部数は１部です。（本社（店）が所在する地方農政局に送付してください。各局の管轄する都府県は、下表のとおりです。）

局　　名	管　　轄　　区　　域
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※　地方農政局に対する資格審査ですので、**北海道及び沖縄県は管轄区域外**となります。

※　申請者の本社（店）が北海道に所在する場合にあっては東北農政局へ、沖縄県の場合にあっては九州農政局へ、それぞれ申請してください。

２）申請書は、**必ず本社（店）名で申請**してください。

３）申請書の定期受付は隔年制となっておりますので、申請漏れがないように注意してください。

４）次項の５の申請書類のうち、技術者経歴書（様式２）については、用紙が不足する場合には増刷を行ってください。（複写機による写しでも可、また、同一様式の印刷製本された調書がある場合には、これによっても差し支えありません。）

５）次項の５の申請書類のうち、官公庁が行った証明書類については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しでも差し支えありません。

６）申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とします。

７）提出する書類は、**綴り紐又はホチキス**で綴じてください。

８）申請書は、**黒字ボールペンで記入又はエクセル様式に直接入力**願います。

９）申請書類に用いる文字は**ＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているもの**に限ります。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

５．申請書及び添付書類の作成方法（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式１）

ア．この様式については、**本社（店）についてのみ記載**してください。

※ 印の箇所については、記載しないでください。

イ．「０１　新規・更新」欄については、該当する申請区分の番号（１又は２）に○をしてください。

なお、地方農政局に対し、過去に申請したことがあっても、**前回（令和７・８年度）の申請を行っていない場合は新規**としてください。

ウ．「０５　適格組合証明」欄については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

エ．「０７　法人番号」欄については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（１３桁）を記載してください。

オ．「０８　本社（店）住所」欄については、都道府県からの住所を記載してください。丁目、番地は、「－（ハイフン）」により記載を省略してください。なお、数字にフリガナはいりません。

カ．「０９　商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を示す文字については、下表の略号を用いてください。なお、「０９　商号又は名称」欄の**株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは記載しないでください**。

種 類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	一般財団法　人	一般社団法　人
略 号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(一財)	(一社)

種 類	公益財団法　人	公益社団法　人	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略 号	(公財)	(公社)	(責)	(共)

＜例＞

トウホクコンサルタント
(株) 東北コンサルタント

キ．「１０　代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）及び「１１　担当者氏名」欄（フリガナを含む。）については、**姓と名との間は１文字空けてください**。

＜例＞

ノウリン　コジロウ
農林　小次郎

ク．「１２　本社（店）電話番号」欄、「１３　担当者電話番号」欄及び「１４　本社（店）ＦＡＸ番号」欄での**市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」**

で区切り、（　）は用いないでください。

＜例＞

０２２－２００－０２００

ケ．「１５　メールアドレス」については、業務上の連絡に対応できるアドレスを記載してください。

なお、メールアドレスがない場合は、「なし」と記載してください。

コ．**「１６　申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用してください。**

また、代理申請による委任状を必ず提出してください。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。

サ．「１７　登録を受けている事業」欄については、申請を希望する業種について次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。また、登録番号は、証明書等に記載されている登録番号を記載し、登録年月日には、申請日時点における最新の登録年月日を記載してください。

＜例＞　第（1）－１２３４　の場合　　登録番号は　１２３４

① 測量業者

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条による登録を受けている場合。

② 建築士事務所

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条による登録を受けている場合。

③ 建設コンサルタント

建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条による登録を受けている場合。

④ 地質調査業者

地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条による登録を受けている場合。

⑤ 補償コンサルタント

補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条による登録を受けている場合。

⑥ 不動産鑑定業者

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条による登録を受けている場合。

⑦ 土地家屋調査士

土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載してください。）

⑧ 司法書士

司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第８条による登録を受けている場合。

⑨ 計量証明事業者

計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条による登録を受けている場合。

⑩　その他の登録を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載してください。

シ.「１８　設立年月日」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載してください。

ス.「１９　みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項第３号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

セ.「２０　測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。

「③直前１年度分決算」とは基準日に確定した決算を含む過去１事業年度の決算を、「②直前２年度分決算」とは直前第１年度の前の事業年度の決算を、「④直前２ケ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれ記載してください。

なお、決算が１事業年度１回の場合は、右欄に記載してください。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載してください。

測量等実績高は、以下のように入力してください。

・測量等実績高は、申請者の売上実績のうち、測量・建設コンサルタント業務等に係るもののみを計上してください。建設工事や物品の販売、役務等の実績は計上できません。

・入力する金額は千円単位（千円未満は四捨五入）とし、消費税及び地方消費税を含まない額としてください。

・測量等実績高がない業種を希望する場合、当該業種の測量等実績高は「0」を入力してください。

・「その他」は、司法書士、不動産鑑定士及び上記３．受付する契約の業種区分の 71 測量から 77 補償コンサルタントに含まれない測量・建設コンサルタント等業務の実績を入力してください。

建設工事や物品の販売、役務等の実績は計上できません。

「⑤申請を希望する部局」欄については、０１～０７欄に以下の分類により希望する部局の欄に「○」印を付けてください。

０１	東北農政局	０２	関東農政局	０３	北陸農政局	０４	東海農政局
０５	近畿農政局	０６	中国四国農政局	０７	九州農政局		

ソ.「２１　有資格者数」欄については、該当する有資格者の人数を記載してください。１人で２以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること。ただし、１級及び２級を有する者については、１級だけに計上してください。

・「技術士農業部門」及び「技術士補農業部門」については、技術士法による技術士及び

技術士補であって、技術士農業部門にあっては農業部門の農業農村工学、農業土木、農村地域計画、農村環境を選択した者、技術士補にあっては農業部門の農業農村工学、農業土木、農村地域計画、農村環境を選択した者を記載してください。さらに、同一部門において、選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。

・「畑地かんがい技士」及び「畑地かんがい技士補」については、（一社）畑地農業振興会が認定した者を記載してください。

・「農業水利施設機能総合診断士」については、（一社）農業土木事業協会が認定した者を記載してください。

・「土地改良補償業務管理者」及び「土地改良補償業務管理者補」については、（公社）土地改良測量設計技術協会が認定した者を記載してください。

・「専門学科卒業後、農業土木実務経験７年以上の者」については、大学（旧制専門学校及び旧制大学を含む。）及び高校（旧制実業学校を含む。）の農業土木科卒業者（農業工学、生産環境学や農業生産学などで農業土木学コースを卒業した者を含む。）であって、かつ、農業土木関係の実務に７年以上従事した者を記載してください。

・「土地改良事業用地補償業務７年以上の者」については、土地改良事業（土地改良法に基づく事業）において用地補償関係の実務に７年以上従事した者を記載してください。

・「農業土木技術管理士」については、（公社）土地改良測量設計技術協会の試験に合格し登録を受けた者を記載してください。

・「農業用ため池管理保全技士」については、（公社）土地改良測量設計技術協会の試験に合格し登録を受けた者を記載してください。

・「シビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）」については、（一社）建設コンサルタンツ協会の試験に合格し農業土木部門の登録を受けている者を記載してください。

・自社の常勤職員数（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している職員数）のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第 63 条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第 68 条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができるものとする。

タ．「２２　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付してください。

建設コンサルタント業務

登　録　部　門	番号	登　録　部　門	番号	登　録　部　門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	１	港湾及び空港	２	電力土木	３
道路	４	鉄道	５	上水道及び工業用水道	６
下水道	７	農業土木	８	森林土木	９
水産土木	１０	廃棄物	１１	造園	１２
都市計画及び地方計画	１３	地質	１４	土質及び基礎	１５
鋼構造及びコンクリート	１６	トンネル	１７	施工計画、施工設備及び積算	１８

建設環境	１９	機械	２０	電気・電子	２１

補償コンサルタント業務

登　録　部　門	番号	登　録　部　門	番号	登　録　部　門	番号
土地調査	２２	土地評価	２３	物件	２４
機械工作物	２５	営業補償・特殊補償	２６	事業損失	２７
補償関連	２８	総合補償部門	２９		

チ．「２３　自己資本額」の各欄については、次により記載してください。（以下金額は、千円単位（千円未満切り捨て）で記載してください。）

「①　株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載してください。（有限会社にあっては「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、「自己株式払込証拠金」とあるのは「自己持分申込証拠金」と、「自己株式」とあるのは「自己持分」としてください。）

外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計額の上段に（　　）書きで外国資本の額を内数で記載してください。

組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載してください。

併せて、「①　株主資本」欄の合計欄の上段（　）内に払込済資本金の額を内数で記載する。

個人にあっては、「⑤　計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載してください。

「②　評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載してください。

「③　新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載してください。

「④　株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載してください。

ツ．「２４　損益計算書」の「税引前当期利益」欄については、直前１年度分決算によって記載するとともに、千円単位（消費税及び地方消費税含まない）で記載してください。

テ．「２５　貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄については、直前１年度分決算によって記載するとともに、千円単位（千円未満切捨て）で記載してください。

ト．「２６　経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」、及び「③自己資本固定比率」の各欄については、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記載してください。

ナ．「２７　外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に、該当する会社区分の番号に○印を付すとともに、［　］に国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。なお、「２日本国籍会社（比率１００％）とは１００パーセント外国資本の会社を、「３日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

ニ．「２８　営業年数等」の「④営業年数」欄については、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載し

てください。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載してください。

ヌ．「２９　常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

２）技術者経歴書（様式２）

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

なお、畑地かんがい技士、同技士補及び公共用地取得実務経歴７年以上の者も記載してください。

３）営業所一覧表（様式３）

・**記載対象は、本社（店）及び常時契約を締結できる支店等営業所の登録となります**ので、ここに記載する営業所等は、**農政局及び管内事業（務）所と、営業区域内において常時契約ができることを確認の上、記載**してください。

（本社（店）の「契約営業所名称」「郵便番号」「所在地」「電話・ＦＡＸ番号」欄については記載不要です。また、登録される支店等営業所は、入札及び契約締結等を行う場合に本社(店)からの委任を資格の有効期間中与えられる営業所等を記載してください。）

・「契約営業所名称」欄の（　）内には、営業所等の所長等の役職名、氏名を記載してください。

・「営業区域」の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する「営業区域」を下記の都府県コードから選び記載してください。

・「営業区域」欄の記載については、本社（店）、支店等営業所の都府県コード番号は重複することができます。

・営業所登録件数については５０営業所まで登録できます。

ｺｰﾄﾞ	都府県名	ｺｰﾄﾞ	都府県名	ｺｰﾄﾞ	都府県名	ｺｰﾄﾞ	都府県名	ｺｰﾄﾞ	都府県名
00	全国	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
		11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県

06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県		
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

・更新業者の営業所記載順序に関しては、前回申請を行った順番と同じ順序で記載してください。前回申請時の営業所記載順序が不明な場合には、本社（店）の所在する地方農政局農村振興部設計課調整係へ問い合わせてください。

・営業所が閉鎖された場合には、営業所名称のみを記載し、所在地に「閉鎖のため○○営業所が事務を引き継ぐ」と記載してください。

＜例＞青森営業所が閉鎖し、秋田営業所が事務を引き継ぐ

	契約営業所名称	所　在　地
	青森営業所	閉鎖のため秋田営業所が事務を引き継ぐ

・今回申請を行わない営業所の場合には、営業所名称のみを記載し、所在地欄に「今回は申請しない」と記載してください。

＜例＞

	契約営業所名称	所　在　地
	盛岡営業所	今回は申請しない

・営業所が統合された場合には、閉鎖される営業所については、営業所名称のみを記載し、所在地欄には、統合され存続する営業所名称に「○○営業所に統合」と記載してください。

＜例＞仙台営業所に山形営業所を統合（仙台営業所が存続する）

	契約営業所名称	所　在　地
	仙台営業所	宮城県仙台市青葉区・・・
	山形営業所	仙台営業所に統合

・営業所が新設された場合には、営業所一覧の最後に追加してください。

※別添の様式３の記入例も参照ください。

４）登記事項証明書（法人の場合）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記載されている事項を証明した書面（同法第１０条に規定する書面）をいいます。

５）登録証明書等

５－１）－サー①～⑩に掲げた各登録事業等を記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書の写しが必要となります。

ただし、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者で、測量法第 55 条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）を提出し建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録がある場合、又は申請者が建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程の登録業者で、各登録規程による現況報告書を提出し建設

関連業者閲覧システムに登録がある場合、登録証明書等（写しでも可）の提出を省略することができます。詳細は、２の１）のウの③をご確認ください。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

・証明年月日は**申請書提出時以前３か月以内のもの**とします。（現況報告書については、申請日の直近のもの。）

※測量・土地家屋調査・建築士事務所・計量証明の業種区分を希望する方は、申請の際に次に該当する証明書等が必要となります。（前記にかかる登録を受けていない方は、**当該業種の申請を希望することはできません。**）

①測量業者　　・・・測量業者登録証明書
②建築士事務所　　・・・建築士事務所登録証明書
③建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録証明
④地質調査業者　　・・・地質調査業者登録証明
⑤補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録証明
⑥不動産鑑定業者　　・・・不動産鑑定業者であることを証明する書面
⑦土地家屋調査士　　・・・土地家屋調査士であることを証明する書面
⑧司法書士　　・・・司法書士であることを証明する書面
⑨計量証明事業者　　・・・計量証明事業者登録証明書
⑩その他　　・・・その他登録事業等に係る証明書等

６）財務諸表類

申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらの類する書類）をいいます。

７）測量法第 55 条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し又は建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条若しくは補償コンサルタント登録規程第７条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争への参加を希望する業種区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、２）、４）、５）及び６）の書類の添付を省略することができます。

ただし、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

８）外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア．申請書の「０８　本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

イ．申請書の「０９　商号又は名称」欄については、株式会社等法人の種類を表わす漢字が商号に無い場合には、略号の記載は不要です。

ウ．登記簿謄本又は身分証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。

エ．提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

オ．申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

６．納税証明書（写し可）（電子納税証明書の送信でも可）の提出

直前１年間における法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税実績について税務署が発行する証明書を提出してください。（納税証明書その３等については、**申請書提出前３か月以内に発行されたものを有効とします。**）

納税証明書（写し可）の添付がなされていない場合は、申請書を受理できません。

※　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

７．代理申請による委任状の提出（資料６）

代理人が代理申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。

８．申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、下表の変更事項が生じたときは、速やかに以下により変更届を必ず提出してください。

変更届の受理確認が必要な場合は、別添変更届の受付通知票（変更届）（はがき）に切手を貼付し、表面に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、変更届には、**受付番号（競争参加資格確認通知書等に記載された受付番号）を明記の上**、別紙「競争契約参加資格審査申請書変更届」により**本社（店）が所在する地域を管轄する地方農政局（本局）の担当窓口（資格審査申請書の提出先と同じ）へ１部提出**してください。（郵送可）なお、代理人による申請変更をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。このほか、**支店等の代表者に変更があった場合は、委任状（資料５）の再提出**を必ずお願いします。

変　更　事　項	添　付　書　類
廃業等の場合（登録を受けた者が死亡したとき、法人が合併により消滅したとき、法人が破産により解散したとき、法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき並びに登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したとき）	①　当該事項変更届 ②　登記事項証明書（写）等

住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（**必ずフリガナをつけてください。**）	①　当該事項変更届 ②　登記事項証明書（写）＜法人の場合＞ ③　住民票（写） ＜個人の場合で住所の変更の場合＞ ④　戸籍謄本（又は抄本）（写） ＜個人の場合で氏名の変更の場合＞
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合（合併・分離を含む）	①　当該事項変更届 ②　登記事項証明書（写） ③　許可証明書（写）
電話番号等を変更した場合	①　当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合 **※　登録番号の更新（登録番号が変わらない場合）は、変更届の提出の必要はありません。**	①　当該事項変更届 ②　許可・登録等の証明書（写）
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合（営業所等の閉鎖・統合を含む）	①　当該事項変更届 ②　登記事項証明書（写）等
営業所、申請希望部局等を追加申請する場合	①　当該事項変更届 ②　様式１（２）、様式３

９．資格審査結果の通知

資格審査の結果、資格がある場合は、必要な情報をホームページに掲載することにより通知することとしており、認定内容の検索方法は以下のとおりです。

なお、資格がない場合は、文書にて通知（郵送）します。

１）「農業農村整備事業　入札情報サービス　その他の情報」を表示します。

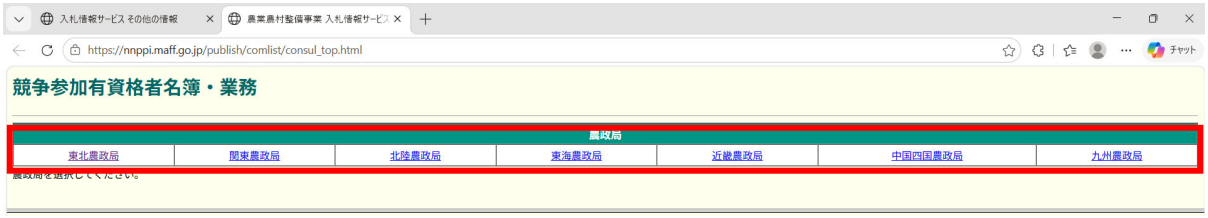
（https://nnppi.maff.go.jp/Rel_Link_Top.html）



２）「関連リンク」から「有資格者名簿（業務）」をクリックします。



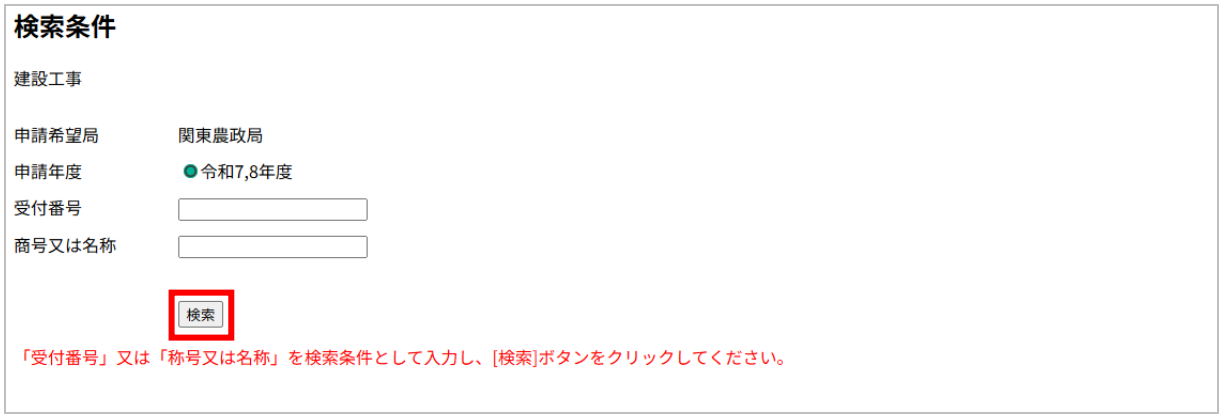
3）「競争参加有資格者名簿・業務」が表示されるので、参照したい農政局をクリックします。



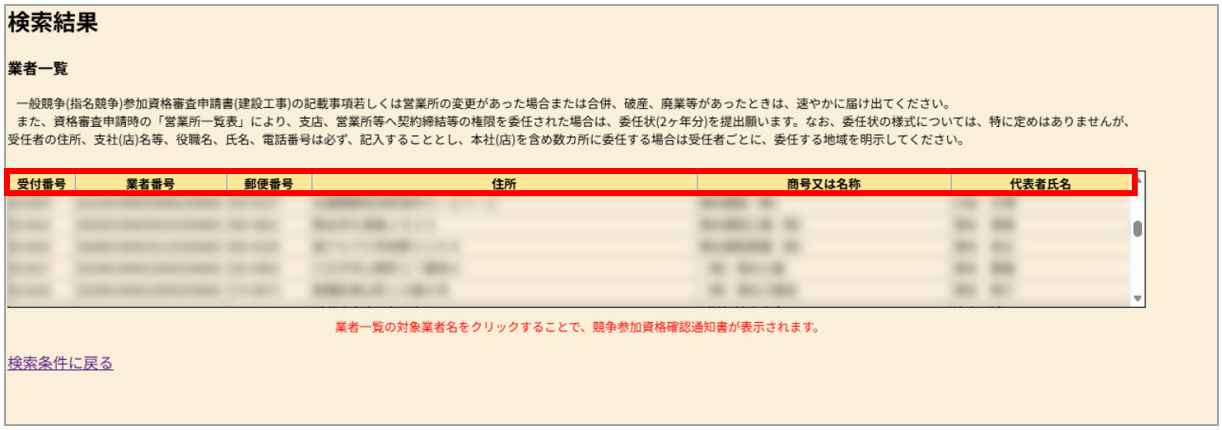
4）[競争参加資格確認通知書]ボタンをクリックします。



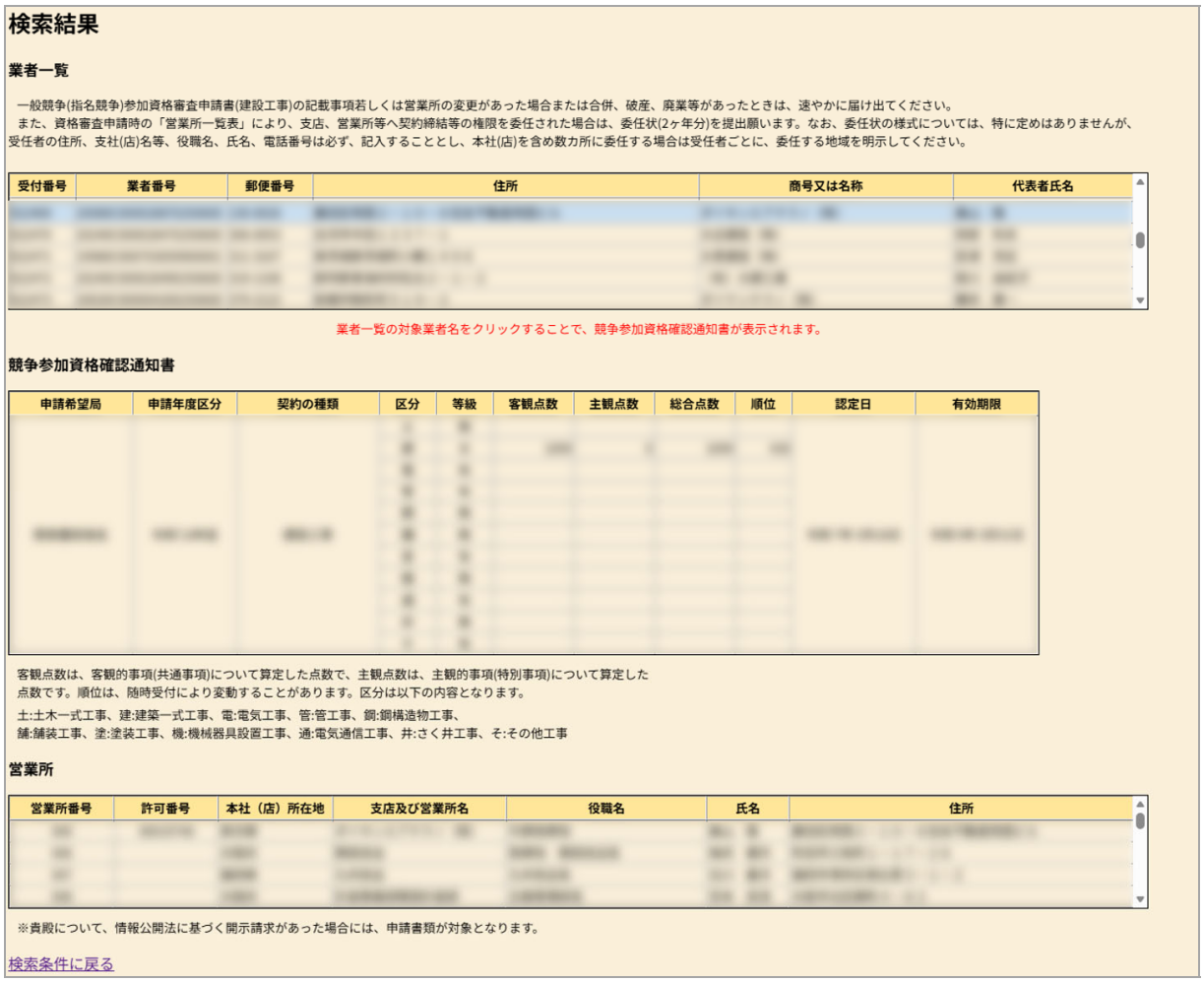
5）受付番号・商号又は名称を検索条件として入力し、[検索]ボタンをクリックします。



6）条件に合致した業者の一覧から対象業者をクリックします。



7）競争参加資格の認定内容が表示されます。



10. その他

資格認定後、以下の手続き等が必要となります。

１）営業所一覧表（様式３）に支店等営業所の記載がある場合は、支店等が所在する地域を所管する各地方農政局（〔１〕の４の１）参照）に対して、委任状の提出（資料５）が必要ですので、**競争参加資格確認結果がホームページ上で公表され次第、支店等にかかる委任状を必ず提出**してください。

２）電子入札参加には、電子証明書（IC カード）の取得等が必要となります。

・問合せ先：電子入札センター

ＴＥＬ　048-254-6031（9:00～12:00、13:00～16:00 土日、祝日、年末年始を除く）

e-mail　help@maff-ebic.go.jp

※郵送による場合のみ

＜測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等＞

受　付　通　知　票

［表面］

必ず切手を貼ってください。

切手

□□□-□□□□

○○市○○町○○－○○－○○

（株）○○コンサルタント　御中

［裏面］

注）裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出してください。

＜測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等＞

□ **競争参加資格審査申請書受理**

貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、確かに受領しましたので通知します。

□ **競争参加資格審査申請書不受理**

貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、書類の不備、誤記等があったため、受理できません。

令和　　年　　月　　日　　までに申請内容について説明できる方が申請書類の郵送先の地方農政局農村振興部設計課へ来庁（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の上補正するか、又は正規書類を郵送してください。

所定の期間内に申請内容について補正していただかないと、競争参加資格の認定はできなくなりますので、ご注意願います。

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

不受理事由

□ 競争参加資格審査申請書（不備・不足）
□ 技術者経歴書（不備・不足）
□ 営業所一覧表（不備・不足）
□ 納税証明書（不足）
□ その他［　　］

確認印	

※変更届を提出される方で、受理確認が必要な場合のみ作成してください。

受 付 通 知 票 （変更届）

＜測量・建設コンサルタント等（変更届）＞

［表面］

必ず切手を貼ってください。

切手

□□□-□□□□

○○市○○町○○－○○－○○

（株）○○コンサルタント　　御中

［裏面］

注）裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出してください。

＜測量・建設コンサルタント等（変更届）＞

□ **競争参加資格審査申請書変更届受理**

貴社から送付された競争参加資格審査申請書変更届については、確かに受領しましたので通知します。

※変更届の提出年月日を記入願います。

変更届提出年月日　令和　年　月　日

※ホームページで公表された競争参加資格確認結果に記載されている受付番号を記載願います。

受付番号

接受印

〔2〕　記　載　例（測量・建設コンサルタント等）

様式１（１）

申請を更新される方は、必ず前回受付番号を記載してください。

01	1：新　規 2：更　新	※02受付番号		※03 業者コード		※　申請者 04　の規模		05　適格組 合証明	令和　年　月　日 第　　号
		前回受付番号	041534						

該当する番号に〇をしてください。

競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和９年度及び令和10年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出年月日を記載してください。

令和８年１２月２５日

申請書を提出される地方農政局名を載してください。様式の〇〇農政局長の「〇〇」に、該当農政局名称を記載してください。（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

東　北　農　政　局　長　　殿

法人番号の指定を受けている場合のみ記載してください。

06　本社（店）郵便番号　980　0014　　07　法人番号

フ　リ　ガ　ナ　ミヤギケンセンダイシアオバクホンチョウ

都道府県から住所を記載してください。

08　本社（店）住所　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１

フ　リ　ガ　ナ　トウホクコンサルタント

09　商号又は名称　（株）東北コンサルタント

10　役　　職　代表取締役

姓と名の間は、1文字空けてください。（フリガナを含む。）

フ　リ　ガ　ナ　ノウリン　コジロウ

代表者氏名　農林　小次郎

営業担当ではなく、申請事務の担当者を記載してください。

フ　リ　ガ　ナ　センダイ　ゴロウ

11　担当者氏名　仙台　五朗

12　本社（店）電話番号　０２２－６００－０６００

13　担当者電話番号　０２２－６００－０６００（内線番号　3507）

14　本社(店)ＦＡＸ番号　０２２－６００－０６００

15　メールアドレス　nousui@syou.go.jp

16　申請代理人　申請代理人 郵便番号　　申請代理人 住　所　　申請代理人 氏　名　　申請代理人 電話番号

17　登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第　１２３　号	昭和40年　1月　1日	建築士事務所	第　４５６　号	平成4年　4月　4日	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	第　６７８　号	平成6年　6月　6日
地質調査業者	第　２３			第　５６７　号	平成5年　5月　5日	不動産鑑定業者	第　　号	年　月　日
土地家屋調査士	第　３４			第　　号	年　月　日	計量証明事業者	第　　号	年　月　日
	第			第　　号			第　　号	年　月　日

登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。

18　設立年月日（和暦）

明治　大正　(昭和)　平成　令和　44　年　3　月　3　日

いずれかにチェックを入れること。

19　みなし大企業

☐　下記のいずれかに該当する　☑　該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記入しないこと。（以下同じ）

様式１（２）

※受付番号	

※業者コード	

20　測量等実績高

申請を希望する部局に「○」を記載してください。

①　競争参加資格 希望業種区分	②　直前２年度分決算 年　月から 年　月まで （千円）	 令和 6年4月から 令和 7年3月まで （千円）	③　直前１年度分決算 年　月から 年　月まで （千円）	 令和 7年4月から 令和 8年3月まで （千円）	④直前２ケ年間の 年間平均実績高 （千円）	01 東北局	02 関東局	03 北陸局	04 東海局	05 近畿局	06 中四局	07 九州局
測　　量		100,000		80,000	90000		○		○	○	○	
土地家屋調査												
建設コンサルタント		200,000		220,000	210000		○		○	○	○	
建築士事務所												
計量証明												
地質調査		0		0	0		○			○		
補償コンサルタント		150,000		200,000	175000		○			○		
その他												
合　　計		450,000		500,000	475000		4		2	4	2	

21　有資格者数（人）

一級建築士	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士	二級建築士	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士	
2	1	1	1	1		5	2				1		

技術士建設部門	技術士農業部門	技術士森林部門	技術士上下水道部門	技術士電気電子部門	技術士機械部門	技術士補農業部門							
1						1							

畑地かんがい技士	畑地かんがい技士補	土地改良補償業務管理者	土地改良補償業務管理者補	専門学科卒業後、農業土木実務経験７年以上の者	土地改良事業用地補償業務７年以上の者	農業土木技術管理士	ＲＣＣＭ農業土木	農業水利施設機能総合診断士	農業用ため池管理保全技士				

様式１（３）

※受付番号		※業者コード	

建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務コード表に対応する番号に○をしてください。

22 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																			補償コンサルタント業務									
①河川、砂防及び海岸・海洋	②港湾及び空港	③電力土木	④道路	⑤鉄道	⑥上水道及び工業用水道	⑦下水道	⑧農業土木	⑨森林土木	⑩水産土木	⑪廃棄物	⑫造園	⑬都市計画及び地方計画	⑭地質	⑮土質及び基礎	⑯鋼構造及びコンクリート	⑰トンネル	⑱施工計画、施工設備及び積算	⑲建設環境	⑳機械	㉑電気・電子	22 土地調査	㉓土地評価	24 物件	25 機械工作物	26 営業補償・特殊補償	27 事業損失	28 補償関連	29 総合補償部門

23 自己資本額	区分	直前決算時（千円）
	①（株主資本のうち外国資本）	（10000）
	（株主資本のうち資本金）	（5000）
	株主資本	25000
	② 評価・換算差額等	12000
	③ 新株予約権	1000
	④ 株式引受権	1000
	⑤ 計（P）	39000

金額は千円未満切り捨てとしてください。

24 損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)	35000
25 貸借対照表	① 流動資産（千円）（m）	200000
	② 流動負債（千円）（n）	150000
	③ 固定資産（千円）（Q）	100000
	④ 総資本額（千円）（R）	300000

27 外資状況		
	1 外国籍会社 ［国名： ］	3 日本国籍会社 ［国名： ］ （外資比率： %）
	2 日本国籍会社 ［国名： ］ （外資比率： １００%）	［国名： ］ （外資比率： %）

26 経営比率		
	① 総資本純利益率 （S／R×100）	11.7 （%）
	② 流動比率 （m／n×100）	133.3 （%）
	③ 自己資本固定比率（P／Q×100）	38.0 （%）

小数点以下第2位の数値を四捨五入して、小数点以下第1位までの数値を記載してください。

28 営業年数等		
	① 創業	昭和30 年 1 月 1 日
	② 休業期間又は転（廃）業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	昭和30 年 1 月 1 日
	④ 営業年数	年

29常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④ 計	⑤役職員等
	20	3	1	24	4

※ ⑤は④の内数

様式３

※受付番号	

※業者コード	

前回受付番号	041534

申請を更新される方は、必ず前回受付番号を記載して下さい。

営　業　所　一　覧　表

番号	契約営業所名称	郵便番号	地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	営業区域
000	（　　）	－ －	都道府県から住所を記載して下さい。 なお、本社については、契約を行う場合であっても、郵便番号、所在地及び電話・FAX番号欄は空欄としてください。		00又は　13　14　21　23　24　34　40 本社において契約締結等を行わないときは、空欄にしてください。
001	東京支店 （取締役支店長　東京　太郎　）	－ －	東京都千代田区○○		08　09　10　11　12　19　20　22
002	名古屋支店 （支店長　東海　次朗　）	－ －	愛知県名古屋市○○		21　23　24
003	大阪支社 （取締役支社長 近畿 三郎　）	－ －	大阪府大阪市○○		25　26　27　28　29　30
004	岡山支社 （　　）	－ －	今回は申請しない 今回申請を行わない営業所には”今回は申請しない”と記入してください。		
005	広島支社 （　　）	－ －	本社へ事務を引き継ぐ 営業所が統合される場合には、統合先の営業所名を記入してください。		
006	福岡支社 （　　）	－ －	閉鎖のため本社が事務を引き継ぐ 営業所が閉鎖される場合には、”閉鎖のため○○営業所が事務を引き継ぐ”と記入してください。		
007	埼玉支社 （支社長　埼玉　八郎　）	－ －	埼玉県さいたま市○○		
	（　　）	－ －	新設された営業所は一覧の最後に追記してください。		
	（　　）	－ －			
	（　　）	－ －	本表に記載する営業所等は、資格の有効期間中に入札及び契約締結等を行うことを本社から委任される営業所等を記載して下さい。 なお、必要に応じてこの用紙を適宜複写して使用してください。		
	（　　）	－ －			
	（　　）	－ －			

申請を希望する部局と常時契約を締結する支店等営業所の営業区域を下段に都府県コード表から記載してください。

記載要領

1　本表は、申請日現在で作成すること。
2　「番号」欄には、001から連番を付し（本社は000で固定）、「営業所名称」欄には、常時契約を締結できる本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（　）内には営業所等の所長等の役職名、氏名を記載すること。
3　「契約営業所名称」欄には、本社(店)の場合は何も記載しないこと。（記載した場合は、電子入札システムの利用者登録ができません。）
4　「所在地」欄には、営業所の所在地を記載すること。
5　「電話・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
6　「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、都道府県別に記載すること。

提出年月日を記入してください。

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサ

申請をしてある業種及び申請局を○で囲んでください。

令和９年８月８日

東　北　農　政　局　長　　殿

本社が所在する地方農政局長あてとし、○○農政局長の「○○」には、該当農政局名称を記載してください。（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）

登録部局名　（東北）（関東）、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

受付番号　０４０００１

ホームページで公表された競争参加資格確認通知書にある受付番号を記載してください。

住　　所　〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町３－３－１

商号又は名称　東　北　建　設　（株）

代表者氏名　仙　台　章　雄

（担当者氏名）　加　藤　三　郎

代理人による申請を行う場合は、申請代理人の住所、氏名を記載してください。

申請代理人
住　所　〒983-0836
宮城県仙台市宮城野区幸町３－１４－１
氏　名　農　水　太　郎

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

１．変更内容

変更事項をわかりやすく記載し、変更事項が決定次第早急に提出してください。

変　更　事　項	変　更　前	変

変更事項の変更前及び変更後の記載例は次ページを参考にしてください。

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

２．変更事項に係る添付書類名
◎登記事項証明書の写し

記載要領

１．申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に１部とし、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ郵送願います。

２．登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に○印を付すこと。

３．「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に○印を付すこと。

４．「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。

５．本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照してください。

６．○○農政局長の「○○」には、当該農政局名称を記載してください。（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。）

変更事項の変更前及び変更後の記載例

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
例１．代表者及び支店長が変更した場合 （代表者が変更した場合は、新代表者氏名にフリガナを記入すること。）			
代表者氏名及び役職	代表取締役　○○　○○	代表取締役社長　○○（マルマル）　○○（マルマル）	R○.○.○
受任者の変更	名古屋支店 支店長　○○　○○	執行役員支店長　○○　○○	R○.○.○
例２．本社及び支店の住所が変更した場合 （本社の住所が変更した場合は、新住所にフリガナを記入すること。）			
本社の住所	〒△△△－△△△△ 東京都千代田区霞が関○○－○	〒□□□－□□□□ 東京都中央区日本橋（トウキョウトチュウオウクニホンバシ）△△－△	R○.○.○
支店の住所	名古屋支店 〒○○○－○○○○ 愛知県名古屋市中区○○□□－□□	〒○○○－△△△△ 愛知県名古屋市東区△△町○○－○○	R○.○.○

〔３〕　申請書様式（測量・建設コンサルタント等）

注）申請に当たっては、この冊子の用紙をお使いください。
　　なお、必要に応じこの用紙を適宜複写し使用してください。

様式１（１）

01	1：新　規
	2：更　新

※02受付番号	
前回受付番号	

※03 業者コード	

※　申請者		05　適格組	令和　年　月　日
04　の規模		合証明	第　　号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和９年度及び令和10年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

○　○　農　政　局　長　　殿

06　本社（店）郵便番号

07　法人番号

フ　リ　ガ　ナ

08　本社（店）住所

フ　リ　ガ　ナ

09　商号又は名称

10　役　　職

フ　リ　ガ　ナ

代　表　者　氏　名

11　担当者氏名

12　本社（店）電話番号

13　担当者電話番号

（内線番号　　）

14　本社(店)ＦＡＸ番号

15　メールアドレス

16　申請代理人

申請代理人 郵便番号

申請代理人 住　　所

申請代理人 氏　　名

申請代理人 電話番号

17　登録を受けている事業

登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日	登録事業名	登 録 番 号	登録年月日
測量業者	第　　号	年　月　日	建築士事務所	第　　号	年　月　日	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	第　　号	年　月　日
地質調査業者	第　　号	年　月　日	補償ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	第　　号	年　月　日	不動産鑑定業者	第　　号	年　月　日
土地家屋調査士	第　　号	年　月　日	司法書士	第　　号	年　月　日	計量証明事業者	第　　号	年　月　日
	第　　号	年　月　日		第　　号	年　月　日		第　　号	年　月　日

18　設立年月日（和暦）

明治　大正
昭和　平成
令和

年　　月　　日

19　みなし大企業

□ 下記のいずれかに該当する　□ 該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記入しないこと。（以下同じ）

様式１（２）

※受付番号	

※業者コード	

20　測量等実績高

①　競争参加資格 希望業種区分	②　直前２年度分決算		③　直前１年度分決算		④直前２ケ年間の 年間平均実績高 （千円）	⑤申請を希望する部局						
	年　月から 年　月まで （千円）	年　月から 年　月まで （千円）	年　月から 年　月まで （千円）	年　月から 年　月まで （千円）		01 東北局	02 関東局	03 北陸局	04 東海局	05 近畿局	06 中四局	07 九州局
測　量												
土地家屋調査												
建設コンサルタント												
建築士事務所												
計量証明												
地質調査												
補償コンサルタント												
その他												
合　計												

21　有資格者数（人）

一級建築士	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士	二級建築士	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士	

技術士建設部門	技術士農業部門	技術士森林部門	技術士上下水道部門	技術士電気電子部門	技術士機械部門	技術士補農業部門							

畑地かんがい技士	畑地かんがい技士補	土地改良補償業務管理者	土地改良補償業務管理者補	専門学科卒業後、農業土木実務経験７年以上の者	土地改良事業用地補償業務７年以上の者	農業土木技術管理士	ＲＣＣＭ農業土木	農業水利施設機能総合診断士	農業用ため池管理保全技士				

様式１（３）

※受付番号		※業者コード	

22　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気・電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償部門

23 自己資本額	区　　分	直前決算時　（千円）
	①（株主資本のうち外国資本） （株主資本のうち資本金） 株主資本	
	②　評価・換算差額等	
	③　新株予約権	
	④　株式引受権	
	⑤　計（P）	

24 損益計算書	税引前当期利益(千円)（S）	
25 貸借対照表	①　流動資産（千円）（m）	
	②　流動負債（千円）（n）	
	③　固定資産（千円）（Q）	
	④　総資本額（千円）（R）	

26 経営比率		
	①　総資本純利益率　（S／R×100）	.　（%）
	②　流動比率　（m／n×100）	.　（%）
	③　自己資本固定比率（P／Q×100）	.　（%）

27 外資状況		
	1　外国籍会社 ［国名：　　］	3　日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：　　%）
	2　日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：　１００%）	［国名：　　］ （外資比率：　　%）

28 営業年数等			
	①　創業	年　月　日	
	②　休業期間又は転（廃）業の期間	年　月　日から 年　月　日まで	
	③　現組織への変更	年　月　日まで	
	④　営業年数		年

29常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④　計	⑤役職員等

※ ⑤は④の内数

様式２

※受付番号	

※業者コード	

（種類）

技　術　者　経　歴　書

氏　　名	最　終　学　歴		法令による免許等		実　　務　　経　　歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名　　称	取得年月日		
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月

記載要領

1　本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
　また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結できる事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（　）書きで当該営業所名を記載すること。
2　「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
3　「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
　（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）
4　「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式３

※受付番号		※業者コード		前回受付番号	

営　業　所　一　覧　表

番号	契約営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	営業区域
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			

記載要領

1　本表は、申請日現在で作成すること。
2　「番号」欄には、001から連番を付し（本社は000で固定）、「営業所名称」欄には、常時契約を締結できる本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（　）内には営業所等の所長等の役職名、氏名を記載すること。
3　「契約営業所名称」欄には、本社(店)の場合は何も記載しないこと。（記載した場合は、電子入札システムの利用者登録ができません。）
4　「所在地」欄には、営業所の所在地を記載すること。
5　「電話・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
6　「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、都道府県別に記載すること。

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和　　年　　月　　日

○　○　農　政　局　長　　殿

登 録 部 局 名 東北、 関東、 北陸、 東海、 近畿、 中国四国、 九州
受　付　番　号
住　　所 〒

商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
（担当者氏名）

申請代理人
住　　所 〒
氏　　名

下記のとおり変更があったので届出します。

記

1．変更内容

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2．変更事項に係る添付書類名

記載要領

1．申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に１部として、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ郵送願います。
2．登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に〇印を付すこと。
3．「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に〇印を付すこと。
4．「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
5．本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照してください。
6．〇〇農政局長の「〇〇」には、当該農政局名称を記載してください。（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。）

（資料４－１）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）・・・個人の場合

（「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明）

※納税証明書その２（個人）の年分が、最新の確定申告書の年分と一致するように取得すること。

納税証明書

（その２・所得金額用）

住所（納税地）
氏名（名称）

税目　申告所得税及び復興特別所得税

年　分	所得金額		摘要
	申告額	更生・決定後の額	
令和○年分	￥○，○○○，○○○	＊＊＊＊＊＊＊＊	
	以　下	余　白	

（備　考）

○ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更生等により異動を生じる場合があります。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

申出書書式例・・・個人の場合

※　税務申告の義務がない場合に納税証明書その２の代替として提出

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

私は、直近の確定申告期限（原則として3月15日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付するべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

年　　月　　日

所在地

氏　名

（資料４－２）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）・・・法人の場合

（「法人税」についての所得金額の証明）

※納税証明書その２（法人）の事業年度が、最新の決算書の期間と一致するように取得すること。

納税証明書

（その２・所得金額用）

住所（納税地）
氏名（名称）
代表者氏名

税目　法人税

事業年度	所得金額	
	申告額	更生・決定後の額
(自)令和○年○月○日 (至)令和○年○月○日	￥○，○○○，○○○	＊＊＊＊＊＊＊＊＊

以　下　余　白

（備　考）

○ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更生等により異動を生じる場合があります。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

申出書書式例・・・法人の場合
※　税務申告の義務がない場合に納税証明書その２の代替として提出

法人税の確定申告について

当社は、下記の事由に該当することから、直前事業年度（※）分の法人税については、当該申告に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

（※）直前事業年度とは、申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度をいいます。

記

□ 申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度がない（新設法人等）

□ 収益事業（※）を行っていない公益法人等又は人格のない社団等

□ 外国法人で、国内源泉所得を有していない又は法人課税信託の引受けを行っていない

（※）収益事業とは、法人税法第２条第13号及び法人税法施行令第５条で定める34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）をいいます。

年　　月　　日

所在地
法人名

（資料４－３）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その３の２・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

１　申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

（資料４－４）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）・・・法人の場合
（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その３の３・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）
代表者

１　法人税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

（資料４－５）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

※　個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税　で未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書

（その３・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

（資料５）

委　　任　　状

受任者　〒
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

私は、○○※1農政局（管内事業（務）所を含む。）が発注する　建設工事契約／測量・建設コンサルタント等契約※2　に係る一般競争（指名競争）参加資格について、上記の者を受任者と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

記

委任期間※3　　令和　　年　　月　　日から
委任期間※3　　令和　　年　　月　　日まで

委任事項※2　１．入札及び見積に関する一切の件
２．契約締結並びに施工に関する一切の件
３．代金の請求及び受領に関する一切の件
４．保証金の納付及び還付に関する一切の件
５．上記権限の範囲内における復代理人選任に関する件
（６．共同企業体結成に関する一切の件※4）

委任者　〒
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和　　年　　月　　日

○○※1農政局長　殿

（ご注意）
※１「○○」には、該当農政局名称を記載してください。
（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）
※２「建設工事契約」又は「測量・建設コンサルタント等契約」のどちらかを選択して不要部分は削除してください。
※３　委任期間開始日は提出日を、委任期間満了日は当該資格の有効期限日（令和 11 年３月 31 日）以内の日を設定してください。
※４　必要に応じて、共同企業体結成に関する件について記載してください。（省略可能）

（資料６）

委　　任　　状

受任者　〒
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

私は上記の者を代理人と定め、○○※1農政局（管内事業（務）所を含む。）が発注する測量・建設コンサルタント等契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

記

委任事項　　１．申請書類の作成
２．申請代理
３．記載事項の訂正

委任者　〒
住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和　　年　　月　　日

○○※1農政局長　殿

（ご注意）
※１「○○」には、該当農政局名称を記載してください。
（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。）